

自治研報 かながわ

3

1978
No.10

特集

昭和53年度地方財政
計画の分析と批判



神奈川県地方自治研究センター



熱心な討論が続く地方財政研究会



1月14日にスタートした地方財政研究会は、毎回熱心な討論が続けられ、着実に前進してきています。

第1回(1/14)第2回(1/28)第3回(2/4)の3回にわたって、神奈川大学渡辺精一先生の講座をもちました。「地方財政の現状をどうみるか……ひとつの運動論的地方財政論」と題して、地方財政をめぐる一般の問題、問題を規定する要因、そして財政危機突破の対策と展望についての内容であり、合計9時間にわたるものでした。

第4回目は2月18日で、自治労神奈川県本部と共催による財政分析学校でした。自治労本部の千葉稔行財政部長を講師にして、自治体財政分析のし方、特に決算統計の見方を中心にしたものであり、財政分析学校の第1回目といえます。

第5回は3月18日、「53年度国家予算・地方財政計画が自治体に与える影響」と題して、再び渡辺精一先生にお願いしたところです。

これらの研究会を通じて得た知識をもとにして自治研センター事務局では、「51年度決算にみられる神奈川県下の自治体財政の現状」を分析すべく作業を開始しています。5月末に予定している自治研神奈川県集会にむけて報告できるよう努力しています。

「財政はなかなかむずかしいし、分りにくい」こう思って敬遠している人が多いようですが、そんなことはありません。「財政とは、支配と管理の具体的な表現である」と考えてみると、財政のしくみと運営の実態を明らかにすることから、「地方自治を住民の手に」とりもどすことがはじめられる、と思っています。

この号は、国の地方財政計画についての分析と批判について、自治労本部の行財政部がまとめた文章を中心にして、各自治体予算の審議の一助になればと、考え、特集してみました。



自治研かながわ 機関

3 1978 No.10 特集 昭和53年度地方財政計画の分析と批判



神奈川県地方自治研究センター

もくじ ◆◆ CONTENTS

熱心な討論が続く地方財政研究会	2
昭和53年度地方財政計画の分析と批判	
まえがき	3
1. 53年度地方財政計画の基本的性格	3
2. 財政対象の矛盾点	5
3. 大衆収奪をつよめる税収と受益者負担	7
4. 住民生活を圧迫する国庫支出金	8
5. 給与費の問題点	8
6. 矛盾だらけの公共投資と地方債制度	11
7. 公債費の問題	12
地方財政支収試算批判	12
グラフでみる地方財政計画	15
今月の統計から	19
編集後記	19

昭和53年度

地方財政計画の分析と批判

自治労本部行財政部

まえがき

政府は、2月3日の閣議で「53年度地方財政計画」をきめ発表した。一方、景気対策として、第2次補正を含めて15ヶ月予算により自治体に16兆2千億円という膨大な公共投資をおしつけてきている。(53年度国全体で25兆6千億円の公共投資を予定)国全体の公共投資の70%以上は自治体が行っているから、今回の地方財政計画においても、この政策を貫くように策定されている。

34兆円にもほる膨大な資金を本当に住民福祉に役立せて、内需拡大に発展させるか、それとも大企業の救済とインフレになってしまうか

の岐路に立たされている。

この財政計画によって、国は自治体の財源保障はすんだとして、自治体予算の編成に介入して労働強化と合理化をしてきている。

これに対して、私達は3月に開かれる自治体の予算議会をめぐって自治体予算闘争を盛り上げなければならない。そのためにも、国の攻撃のやり方を知って、自治体での闘いをつよめるため、地方財政計画の実態を知り、宣伝、財政改革へと闘いをすすめる必要がある。

以上の主旨から、地方財政計画の分析、批判をまとめた。

1. 53年度地方財政計画の基本的性格

財政には、経常部門と投資部門からなるが、今回の地方財政計画について、その経常分を100としての投資分の位置をみてみよう。

20年前の昭和32年度では、投資分は経常分100に対し35.4であったが、52年度53.4、53年度では58.4と高くなっている。欧米では10~20が通例であるから、わが国の地方財政が異常でいかに公共投資中心型になっているかわかる。つまりこのことは人的サービスないし給付サービスを行う経常経費がいかに抑制されているかということである。

また、国家財政における経常と投資の状況を見ると、投資は100に対して52年度25.0、53年度

28.0と高くなっているが、地方財政の58.4と比較してみるといかに地方財政が投資のために動員されているかがわかる。

これは、わが国の生産構造が重化学工業中心となっているのと深い関係がある。またこのことが、景気変動をひどくし、教育、社会保障などがおさえられる背景となる。

以上の点を財源対策から投資予算の財源内訳をみると、53年度地方財政計画は歳入全体が19.1%であるのに対し投資予算は26.1%増、そのうち投資のための国費は23.7%増と低い。他方自治体負担分は27.5%増と高く、全体の約70%を占めてい

(表1) 53年度地方財政計画の予算区分の分析

< 投資予算 >

< 経常予算 >

区分	計画額	構成比%	対前年度伸び率	計画額	構成比%	対前年度伸び率
国費	39,929億円	31.5	23.2%	48,208億円	22.2	13.3%
地方費	86,665	68.5	27.5	168,594	77.8	15.9
地方債	40,106	31.7	32.9			
その他	46,559	36.8	23.2			
計	126,594	100.0	26.1	216,802	100.0	15.3

(表2) 基準財政需要額の予定

区	分	53年度	伸び	増加分
① 府	経常経費	62,640億円	10.0%	5,695億円
	投資経費	13,176	21.0	2,287
② 市町村	経常経費	53,067	10.0	4,824
	投資経費	19,082	20.0	3,180
計	経常経費	115,707	—	10,519
	投資経費	32,258	—	5,497
①—② 総計		147,965	—	15,986

(注) 需要額とは、この他公債費などその他の分も加わるので注意のこと。

る。とくに地方債を33%も増加させているのが今回の特徴である。

今回の景気対策は、国策である以上、本来、通常ベースの投資より2兆円は多いとみると、その自治体負担分1兆4千億は国庫が元利補給なり、国庫負担増で処置すべきである。これを自治体に負担させたために、経常分の財源を圧迫することとなる。

そこで経常予算の中味をみるとその全体の対前年度伸び率は15.3%と投資予算より大きく抑えられている。(表1参照)だがその中国費負担分が13.3%増と低くおさえられ、くわえて電源開発、基地周辺、石油備蓄基地のための住民対策費がふえたことを注意する必要がある。国庫負担分での児童保護費などは9.0%増しかないのである。また、国費の比率が前年度22.6%から22.2%とおとされているのは問題である。

一般財源を経常分と投資分に配分する基準とされる「基準財政需要額」での経常経費と投資経費

に対する自治省の方針をみよう。表2)をみると経常経費については10%アップとして11兆5,700億円の需要額、投資経費は19~20%アップして3兆2,258億円の需要額としている。そこで、地方費に対する充当割合をみると、経常分は16兆8千億円対して68.6%、投資分は4兆6千億円に対して69.3%と、ここでも投資財源を優遇していることがわかるのである。

交付税は本来、ナショナル・ミニマムと一般財源保障にあることからすると、国の景気政策に動員されることは基本的に誤っていると見える。

また、53年度の交付税が1兆3,345億円増で23.4%アップとなっているが、これは国の予算で54年度5月分まで税収を先取りしたハネ返り約6千億円あるからで、これを差引くと、12.9%増にしかすぎず、52年度10%増につぐ低さである。なお、基準財政収入額の見積りについては、自治省は表3の如く見積れといっているが、地方税収見込みからすると高くしてかための見積りとなって

(表3) 基準財政収入額の見込み(自治省指導)

(県分)	法人事業税	2%以上
	個人所得税	19%
	その他	12%
(市町村分)	法人住民税	3%以上
	個人住民税	19%
	事業所得	30%
	電気税	20%
	その他	20%

(表4) 地方財政計画上の一般財源の伸び

年度	増加	伸び
50年度	27,212億円	25.1%増
51	8,188	6.0
52	21,583	15.0
53	24,723	15.0

おり、かつ来年度は(種地区分)変更を行う予定である。よって、自治体当局に対しては交付税の予算計上の算出根拠を追求し財源留保などをさせ

ないよう、正しく計算せよとせまる必要がある。また、各団体みずから法令にもとづく計算によって(基準財政需要額)がいくらになるかを自己計算させて、その資料を提出させるべきである。

2. 財源対策の矛盾点

3兆500億円の財源不足額と公表されたが未だにその算出根拠は不明である。そこで中味を推定するしかない。

そこで、この53年度財源不足対策は、対前年度に比して交付税増は6,650億円であったが、計画額では一般財源が3,140億円しかみていないのは問題である。

伸び率は52年度と同じく15%にしかすぎない。ところが、経常予算での地方費の伸びがわずか8.4%としているから、一般財源増加の半分近くが投資のために廻されたとみてよいだろう。

よって、人的サービスや給付サービスを通年の通りとすれば、財源不足額があと1兆1千億円は加算されなければならないと計算できる。

さて、政府の53年度地方財政対策であるが、その骨子は3兆400億円不足分について、交付税増1兆7,000億円、建設地方債1兆3,500億円とはほぼ半分を地方債に廻している。この元利償還分は後年度の交付税から差引かれる。あとの半分の交

付税についても、後年度の元金償還分の半分は交付税から差引かれることが、ルール化された。つまり、財源不足分の約4分の1についてだけ、国庫が後年度で負担し4分の3は自治体が出すという不当なこととなった。明らかに地方交付税法第6条の3に違反していることとなる。

このわずかな国庫負担のルール化も「一般消費税」創設までという了解となっている。また、財源不足対策債の1兆3,500億円については、地方財政法5条による建設地方債として、投資事業をやらない団体には配分しないのであるから、一般財源を少しでも切りつめたい団体はムリしてでも建設事業をすすめてはならないというオカシなこととなる。そして、その元利償還費の財源は、交付税全体から面倒みるから、建設事業を抑制した団体の一般財源をピンハネすることとなるわけである。

(詳細は16頁の「地方財政のやりくり」の項参照)

(自治省)

(表5) 昭和50年度以降の財源不足額とその補てん対策

(単位: 億円)

年度	財源不足額	地方交付税		地方債	
		総額	内 訳	総額	内 訳
50 (補正)	21,831.1	11,199.8	特別会計借入れ (2年据置8年償還(53~60年度))	10,632	地方税臨時減収補てん債 (政府資金 2,000 民間資金 8,632 (うち2,300億円については、利差を臨特で措置))
51 (当初)	26,200	13,700	臨時特例交付金 559 特別会計借入れ 13,141 (2年据置8年償還(54~61年度))	12,500	財政対策債 4,500 (元利償還金の全額を臨特で措置 (2,000) 利子の全額を臨特で措置 (2,500) 公共事業費, 高校新增設の起債振替 8,000 (利差を臨特で措置))
52 (当初)	20,700	10,350	臨時特例交付金 950 特別会計借入れ 9,400 (2年据置8年償還(55~62年度)) ただし55~62年度まで4,225を臨特で措置 $10,350 \times \frac{1}{2} - 950 = 4,225$	10,350	建設地方債の増発 10,350 (地財法第5条の地方債)
52 (1次補正)	960	960	特別会計借入れ 960 国の特別減税3,000億円に対応する地方交付税減額分 $3,000 \times 0.32 = 960$ 2年据置8年償還(55~62年度) 償還時に同額を臨特で一般会計より補てん		
52 (2次補正)	2,678	2,678	54年度より7年間に半分を国庫と地方で負担し合う。		
53 (当初)	30,500	17,000	臨時特例交付金 1,500 特別会計借入れ 15,500 (5年据置10年償還(59~68年度))	13,500	建設地方債の増発 13,500 (地方財政第5条の地方債)
計	102,870	55,888		46,982	

3. 大衆収奪をつよめる税収と受益者負担

地方税収は府県 6.8 増、市町村 13.8 増と府県の伸びを少く見積っている。その主な理由としては法人事業税が 0.5% と全く伸びないことにある。

逆に市町村の伸びをよくしたのは、個人所得割と固定資産税の伸びがよく、且つ、都市計画税の税率を 0.2% から 0.3% に引上げなどによる。

問題は、東京都新財源構想研究会が指摘するように、現行の法人事業税は法人税における租税特別措置がそのまま反映するのと、未だに外形課税が実施されず、大企業の負担が大幅に軽減されているためである。加えて大企業のかかえている土地についても来年度から特別保有税をまけてやることになっている。

また、個人所得割の伸びが高いのは、減税が全く見送られたことによる。例えば標準世帯（年収 230 万円）で 8% 賃上げとすると税額は所得税も含めて 3 万 4 千円から 5 万 3 千円と 55% もアップしてしまう。都市計画税のアップは公共事業の目的財源であるため、国策として公共投資促進させることをねらっている。この都市計画税は大企業の債却資産には課税されないの、勤労者の負担が多くなる。都市計画税の税率アップを固定資産税負担にふりかえるなり、公債費のくり上げ償還

にあてる工夫もすべきである。

以上のように、地方税は大企業の負担を軽くし、勤労住民の負担を重くする方向で且つ、投資促進型というきわめて反動的な傾向がつよまっているのである。各自治体での税収の見積りについては、国の租税特別措置のハネ返りや、大企業高額資産所得層の減免実態を追求するとともに、税目ごとの見積りと交付税の基準財政収入額との関連についても明らかにし、財源留保や自治省による不利益算定のないように努めるべきであろう。

加えて国は来年度から国立学校の授業料 50% アップに対応するものとして、高校授業料を 3,200 円から 50% 増の 4,800 円、幼稚園も月額 2,000 円を 3,000 円に引上げている。その他、保育料、各種手数料などの大幅引上げを見込み、1,149 億円増と 52 年度の引上げ額の 66% 増にしている。これではますます消費支出が落ち込むだろう。

(表 6) 53 年度地方税収の見通し

区分	計 画	伸び率
府 県 分	5 兆 3,793 億円	6.8 %
市 町 村	6 兆 2,062 "	13.8 %
計	11 兆 5,855 "	10.4 %

(表 7) 所得税と個人住民税の課税最低限の推移

(夫婦子 2 人の給与所得者)

単位 千円

区分	住民税	42年度	43	44	45	46	47	48	49
	所得税	41年	42	43	44	45	46	47	48
	住民税	381	467	555	640	728	804	865	1,016
	所得税	537	633	721	800	880	1,003	1,037	1,121
区分	住民税	50年度	51	52	53				
	所得税	49年	50	51	52				
	住民税	1,218	1,309	1,418	1,418				
	所得税	1,507	1,830	1,830	2,015				

(注) 課税最低限は、給与の収入金額に応じ一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。

(表8) 公共事業費における国・地方の負担割合

単位 億円

	国庫補助 負担金 (率)	地 方 負担金 (率)	計
一般公共事業	29,639 (62.1)	18,089 (37.9)	47,728 (100)
その他公共事業	6,863 (48.2)	7,362 (51.8)	14,225 (100)
普通建設事業計	36,502 (58.9)	25,451 (41.1)	61,953 (100)
災害復旧事業	2,554 (78.1)	717 (21.9)	3,271 (100)
総 計	39,056 (59.9)	26,168 (40.1)	65,225 (100)

4. 住民生活を圧迫する国庫支出金

国庫支出金は8兆8千億円と17.6%増であるが、一般行政分は12.7%しかふえない。これに対し公共事業分は31.9%と大幅アップである。ここでも投資促進型が反映しているが、とくに問題点となるのは、原発問題にみられるように、電源立地をめぐる住民運動に対して、対策費として359億円の48.3%増の予算を組んでいることである。

この傾向は石油備蓄基地、軍事基地の住民対策にもみられる。他方、社会保障関係でみると、生活保護費が16.7%増であるが、円高不況で生活保護世帯増に対応するものでない。児童保護費は9.0%しかアップしていない。措置数の増加、労働基準法違反の定数、物価値上りなどを考慮すると実質ダウンとなるに違いない。

問題の超過負担解消をみると、若干の改善があったとされるが負担金ベースでわずか554億円しか解消したにすぎないのである。各予算議会においてはぜひ来年度予算執行により超過負担が出る

のか、それに対する当局の方針を追求する必要がある。

特に公共事業費においては、補助負担金3兆9千億円余の歳入がみこまれ、それにもとづく地方負担（補助ウラ）は2兆6千億円をこえている。国と地方の負担割合をみると、道路、治山治水・農業基盤整備などの一般公共事業には国の負担が多く、文教、厚生労働施設や卸売市場など住民に直結したその他の公共事業では地方の負担が多くなっている。

これらを見ると、在来型の公共投資を強くおしすすめようとする政府の意図は明らかであり、住民生活の向上に役立たせる事業を補助事業でやるとすれば、地方の負担が多くなるしくみの一端をあらわしている。このうえにさらに超過負担があるのが現実の国庫支出金の実態である。（表8参照）

5. 給 与 費 の 問 題 点

給与費は、公営企業、保育所など施設関係、委託費や公共事業費で支弁されるものを除いたものを計算している。計画人員を232万8千人から

4万2,228人増員して、238万232人にして計画額を見積った。

しかし、普通会計の職員は52年4月現在で264

万人おり、52年中に4万人純増したとして268万人、うち単金職員、事業費支弁職員を3万5千人としても、264万5千人で、計画人員は、約26万5千人も少く計算されていることとなる。

26万人も少く見込んだ給与費が現実離れしているかは、51年度決算の人員費と51年度地方財政計画を対比すると4兆円もひらいている。この中には単金職員分なども入っているから、これを差し引いてみて、3兆円はカットされているとみてよいただろう。

今回の人員増をみると教職員2万2,012人、警察3,600人、消防職員1,300人である。これで増加人員の81%を占めてしまっている。警察官は年々着実に増加している。

一般職員では清掃関係でたった1,424人、社会教育関係1,066人など4,860人しか増加が見込まれない。逆に第4次定員削減計画にならって5,824人も減員されている。ただ、定数は正が2万3千人(県5千人、市町村1万8千人)行われたので2万7千人が増加されたが、公共事業増加に対するゴマ化してしかない。わが国の地方財政員数は欧米と比してきわめて少い。例えば人口比率でみて英国の半分しかない。この事実からも人的サービスの拡充をめざす闘いが重要である。

給与単価をみると、一般職員の給料は8.8%アップ、定昇財源率1.8%としている。給与改訂財源については、5%を先取組み、全体で4,490億円としている。この他に調整費として3,000億円を予備費の性格で財源をとっている。

自治省はこのべア改訂財源、昇給については財源留保させる指導であるが、これは明らかに地方財政法に違反する

(表9) 昭和53年度地方財政計画

昭和53年度地方財政計画

(単位:億円)

区 分	昭和53年度 (A)	昭和52年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増減率 %
【 歳 入 】				
地方 税	115,855	104,917	10,938	10.4
地方 道 路 税	3,707	3,267	440	13.5
地方 道 路 譲 与 税	2,320	2,020	300	14.9
石 油 ガ ス 譲 与 税	160	150	10	6.7
航 空 機 燃 料 譲 与 税	40	34	6	17.6
特 別 重 量 課 税	1,087	963	124	12.9
地 方 交 通 課 税	100	100	0	0
地 庫 支 出 金	70,400	57,055	13,345	23.4
義 務 教 育 員 給 与 費 国 庫 負 担 金	88,137	74,958	13,179	17.6
其 他 普 通 補 助 負 担 金 等	17,801	16,087	1,714	10.7
生 活 保 護 費 負 担 金	28,830	25,303	3,527	13.9
老 人 保 護 費 負 担 金	8,369	7,172	1,197	16.7
老 人 医 療 費 負 担 金	4,154	3,812	342	9.0
老 人 神 衛 生 費 負 担 金	1,367	1,171	196	16.7
其 他 の 補 助 負 担 金 等	2,564	2,254	310	12.8
公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	844	790	54	6.8
普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	11,532	10,104	1,428	14.1
災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	39,056	31,596	7,460	23.6
失 業 対 策 事 業 費 負 担 金	36,502	27,676	8,826	31.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	2,554	3,920	△1,366	△34.8
施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	973	820	153	18.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	152	127	25	19.7
電 源 立 地 促 進 対 策 等 交 付 金	44	40	4	10.0
特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 交 付 金	768	678	110	16.2
石 油 貯 蔵 施 設 等 立 地 対 策 交 付 金	359	242	117	48.3
地 方 債 権 借 入 金	80	65	15	23.1
地 使 用 料 及 び 手 数 料	154	—	154	管 増
雑 入	40,106	30,174	9,932	32.9
歳 入 合 計	5,147	3,998	1,149	28.7
【 歳 出 】	20,044	13,996	6,048	43.2
給 与 関 係 経 費	343,396	288,365	55,031	19.1
普 通 教 育 員 給 与 費	106,086	95,244	10,842	11.4
普 通 教 育 員 給 与 費	104,232	93,608	10,624	11.3
一 般 職 員 及 び 義 務 員 以 外 の 教 員 並 び に 特 別 職 等 給 与 費	36,027	32,535	3,492	10.7
一 般 行 政 経 費	10,977	9,948	1,029	10.3
一 般 行 政 経 費	57,228	51,125	6,103	11.9
一 般 行 政 経 費	1,854	1,636	218	13.3
一 般 行 政 経 費	75,365	63,109	12,256	19.4
一 般 行 政 経 費	37,801	33,048	4,753	14.4
一 般 行 政 経 費	10,474	8,977	1,497	16.7
一 般 行 政 経 費	5,281	4,844	437	9.0
一 般 行 政 経 費	1,741	1,490	251	16.8
一 般 行 政 経 費	3,845	3,380	465	13.8
一 般 行 政 経 費	1,089	1,015	74	7.3
一 般 行 政 経 費	15,371	13,342	2,029	15.2
一 般 行 政 経 費	37,564	30,061	7,503	25.0
一 般 行 政 経 費	22,382	17,320	5,062	29.2
一 般 行 政 経 費	4,713	4,383	330	7.5
一 般 行 政 経 費	126,594	100,384	26,210	26.1
一 般 行 政 経 費	3,593	2,853	740	25.9
一 般 行 政 経 費	65,225	51,456	13,769	26.8
一 般 行 政 経 費	61,953	46,543	15,410	33.1
一 般 行 政 経 費	3,272	4,913	△1,641	△33.4
一 般 行 政 経 費	1,300	1,220	80	6.6
一 般 行 政 経 費	70,118	55,529	14,589	26.3
一 般 行 政 経 費	22,316	18,600	3,716	20.0
一 般 行 政 経 費	22,124	18,253	3,871	21.2
一 般 行 政 経 費	192	347	△155	△44.7
一 般 行 政 経 費	34,160	26,255	7,905	30.1
一 般 行 政 経 費	17,508	14,905	2,603	17.5
一 般 行 政 経 費	8,769	7,267	1,502	20.7
一 般 行 政 経 費	2,083	1,583	500	31.6
一 般 行 政 経 費	5,800	2,500	3,300	132.0
一 般 行 政 経 費	56,476	44,855	11,621	25.9
一 般 行 政 経 費	6,256	5,525	731	13.2
一 般 行 政 経 費	4,401	3,771	630	16.7
一 般 行 政 経 費	1,855	1,754	101	5.8
一 般 行 政 経 費	2,000	2,400	△400	△16.7
歳 出 合 計	343,396	288,365	55,031	19.1

(表10) 財政計上の人員推移

(単位:人)

区 分	50 年 度	51 年 度	52 年 度	53 年 度
義務教育関係職員	664,390	678,255	692,799	710,621
警 察 職 員	222,596	224,770	227,197	202,750
一 般 職 員	1,026,130	1,087,915	1,086,786	1,136,499
消 防 職 員	95,102	106,153	107,765	111,065
高 校 教 員	170,090	174,066	177,389	181,579
大 学 教 員	6,678	6,915	6,932	6,978
そ の 他 職 員	25,541	27,680	29,136	30,740
計	2,210,527	2,305,754	2,328,004	2,380,232
1. 増 加 人 員				
(1) 小 学 校	11,377	8,692	8,381	11,880
(2) 中 学 校	1,857	4,026	5,241	4,792
(3) 盲 ろ う 学 校	21	△ 15	24	△ 92
(4) 養 護 学 校	43	1,162	898	1,242
(5) 高 校	—	—	—	2,280
(6) 警 察 官	4,500	2,000	2,500	3,400
(7) 警 察 事 務 職 員	200	150	150	200
(8) 消 防 関 係 職 員	2,400	1,687	1,662	1,300
(9) 清 掃 施 設 職 員	1,278	1,188	1,708	1,424
(10) 社会福祉等関係職員	180	1,660	569	570
(11) 社会教育等施設関係職員	—	1,042	1,059	1,066
(12) 選 挙 事 務 関 係	—	47	—	—
(13) へき地医療対策関係職員	—	—	—	100
(14) 学校基本調査置替	6,508	6,352	4,796	3,560
(15) そ の 他	—	—	1,500	—
計	30,097	27,991	28,488	33,222
2. 規 模 是 正 人 員	138,180	75,000	—	25,000
3. 補 助 職 員 等 の 増 減	—	△ 211	△ 414	△ 170
4. 定 数 合 理 化	△ 7,553	△ 7,553	△ 5,824	△ 5,824
5. 補 助 職 員 の 組 替	70,259	—	—	—
合 計	2,210,527	2,305,754	2,328,004	2,380,232

(表11) 一般職員(既定職員)の給与単価(年間)

	区 分	52 年 度	53 年 度	ア ッ プ
府	給 料	1,812,766円	1,972,225円	8.8%
	扶 養 手 当	61,351	67,695	10.3
	調 整 手 当	58,029	63,159	8.8
県	給 料	1,571,043	1,706,966	8.7
	扶 養 手 当	47,631	52,279	9.8
	調 整 手 当	33,911	36,855	8.7

(注) 53年度(県)月額給料 151,064円 に対し国家公務員賃金は
52年度(市町村)月額給料130,920円
52年4月現在で166,080円(40.3歳)。

ものであり、当初予算に義務的経費は年間を見通して計上されなければならない。

6. 矛盾だらけの公共投資と地方債制度

公共投資が26%増の12兆6千億円余に達した。48年度列島改造時代の2倍の額である。この体質がいかに、教育、社会保障費など人的サービス、給付サービスをおくらせ、かつ大企業(重化学工業中心)の救済を狙っているをすでに明らかにしてきた。この投資方向は、昨年11月決定された第3次全国総合開発計画における240兆円投資という「長期計画」にセットされている。(これには約48兆円の土地代が入っていない)。それは相変わらずの道路、新幹線など大規模プロジェクトが中心にすえられている。

今回の計画では、直轄事業負担金3,593億円の25.9%増は、47年度26.8%以来の高いものであるし、普通建設事業費の33.1%増は48年度の列島改造時代の32.6%増を上回るものである。

この補助事業の中味をみると6兆5千億円であるが、うち道路1兆5千億円、直轄分を加えると何と2兆2千億円に達する。生活環境分は3,070億円、厚生労働施設1,853億円にすぎないのである。

他方単独事業、即ち一般事業費と特別事業費を表12でみると53年度は何と25.9%アップの5兆6

千億円に達したが、これは、列島改造の48年度23.6%アップを上回るものである。

この単独事業は、自治体の固有事業で裁量のあるものかといえばそうでない。今回の単独事業費がほとんど起債によって伸ばされているから、現行地方債許可制度からみて政府の中央統制が一層すすんで第2の補助事業とみてよいのである。国の方として財源的に補助事業の国庫負担分の予算計上に限度があるので、それを単独事業に廻したにすぎない。現行の地方債制度は、赤字地方債(一般財源)は認めず、国の許可による建設地方債(特定財源)となっている。これは事業費ごとに起債を認めるもので、政府の起債や欧米にみられるような、建設事業全体についての包括的な起債は認められないのである。

市町村については、国の機関委任事務として知事に起債の許可権があるが、国の「許可方針、運用通達」(国の長期計画にセットされている)に拘束され、包括的許可は出来ない。いわゆる「ワク配布」についても、自治省と1件ごとにやるのを省略するだけで、各事業費ごとに審査をして起債を認める方式は変更していないのである。

(表12) 単独事業の推移

単位 億円

区 分	48年度	49	50	51	52	53
一 般	10,790	11,658	14,029	15,800	18,600	22,316
特 別	13,960	15,728	17,338	22,148	26,255	34,160
単 独 事 業 計	24,750	27,386	31,367	37,948	44,855	56,476
伸 び	236	106	145	210	182	259

53年度の5兆6千億円もの単独事業費は、自治体議会が予算組替えをして、生活基盤中心に使うとしても困難であるが、自治体としての姿勢をかためて知事なり、自治省に当り、一般単独事業債については裁量の拡大をかちとる必要がある。起債制度との闘いがなくては、今日の地方財政問題は解決されない。

単独事業費でとくに注意する必要があるのは「広域市町村圏等振興整備事業費」2,083億円である。この多くは、三全総を実施するもので、各県に1ヶ所ずつの「定住構想」を実現するとして、広域市町村圏の強化、複合組合の促進、自治体の合理化をすすめる方向だからである。

7. 公 債 費 の 問 題

人口過密、過疎市町村はじめ、同和事業をすすめている自治体などの公債費の激増ぶりは目をみはるものがある。加えて、財源対策として、50年度以降年々起債がふえている。

公債費でも用地費の財源保障をめぐることは混乱しており、今回の財政計画では何らふれられていない。

各団体では、今後の元利償還費について各事業費別に10年後ぐらいの見通しを立たせながら、国に対してどういう行動をとるかを追求する必要がある。

地方財政収支試算の批判

(県自治研センター事務局)

その後、自治省は3月4日、53年度を基点としたむこう5年間の「地方財政収支試算」(普通会計ベース)をまとめて衆議院予算委員会に提出した。

この試算によると、57年度までに地方の単年度赤字(財源不足)を消すためには、すでに大蔵省が示している国税の増税のほかに、地方税も約3

～4兆円の大幅な増税が必要になるという見通しを示している。そのうえ、国税の一部を地方税にまわす地方交付税も思い切って増強せざるを得ないと強調している。

大蔵省は先に、国の赤字国債をゼロにする目標を57年度におき、増税する場合、しない場合など5つのケースに分けて収支の見通しを計算した改定版の財政収支試算を公表した。自治省では、この国の試算をもとに地方財政の見通しを出したのが今回の地方財政収支試算である。

この試算では、国と同様に経済審議会の企画委員会が1月に出した「55年度経済の暫定試算」の諸指標を参考にしている。①名目経済成長率が54、55年度は12.5%、56、57年度11.0% ②57年度の政府固定資本形成約38兆円などを採用している。

そして、①57年度まで国・地方を通じて一切増税しない現状放置型のケース1、②国・地方とも増税により57年度までに赤字(国の場合は赤字国債)を消すケース2、③国・地方ともに増税に若干の歳出削減(たとえば人件費などの伸びを名目成長率の0.9倍の伸びにとどめるなど)を組みあ

(表13) 地方債現在高の状況(昭和51年度末)

(単位 億円・%)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		単 純 合 計		備 考
	現在高	構成比	現在高	構成比	現在高	構成比	
1 一般公共事業債	12,989	19.4	4,492	5.7	17,481	12.1	
2 一般単独事業債	10,309	15.4	12,954	16.6	23,263	16.0	
3 公営住宅建設事業債	5,486	8.2	7,262	9.3	12,748	8.8	
4 義務教育施設整備事業債	211	0.3	18,615	23.8	18,826	13.0	
5 辺地対策事業債	-	-	1,071	1.4	1,071	0.7	
6 産業廃棄物処理事業債	254	0.4	11	0.0	265	0.2	
7 災害復旧事業債	3,868	5.8	1,181	1.5	5,049	3.5	
8 新産業都市等建設事業債	3,316	5.0	-	-	3,316	2.3	
9 一般廃棄物処理事業債	1,187	1.8	5,609	7.2	6,796	4.7	
10 厚生福祉施設整備事業債	1,255	1.9	3,775	4.8	5,031	3.5	
11 公共用地先行取得事業債	7,162	10.7	2,972	3.8	10,134	7.0	
12 市町村民税臨時減税補てん債	-	-	3	0.0	3	0.0	
13 退職手当債	527	0.8	312	0.4	839	0.6	
14 転貸債	122	0.2	313	0.4	435	0.3	
15 過疎対策事業債	-	-	3,141	4.0	3,141	2.2	
16 国の予算貸付・政府関係機関貸付債	3,985	6.0	602	0.8	4,587	3.2	
17 同和対策事業債	19	0.0	2,683	3.4	2,702	1.9	
18 減収補てん債(昭和50年度分)	6,194	9.3	2,296	2.9	8,490	5.9	
19 財政対策債	2,739	4.1	1,749	2.2	4,488	3.1	
20 交付税振替分	5,552	8.3	1,834	2.3	7,386	5.1	
21 都道府県貸付金	-	-	3,832	4.9	3,832	2.6	
22 その他の他	1,648	2.4	3,468	4.6	5,115	3.3	
合 計	66,823	100.0	78,175	100.0	144,998	100.0	

わせ57年度赤字脱却をめざすケース3に分けて試算している。

その結果、ケース1では、赤字(財源不足)はぐんぐん増え、53年度の3兆500億円から57年度には7兆4,300億円に達するものとみられる(実際には地方債発行などで手当済みなので赤字としては表われない)。またケース2では、地方税の増額は54年から57年までに4兆600億円が必要とされ、国税の増税必要額を加えると1兆3,900億円もの増税となる。ケース3でも、地方税増額が歳出削減を見込んで3兆4,700億円、国税の増税をあわせて12兆4,500億円の増税が必要とな

るといふ。

ケース2~3による大市増税によって57年度の単年度赤字を解消した場合でも、公共投資を中心とした投資的経費の伸びを54、55年度にそれぞれ16.1%(国14%)、56、57年度14.8%(同13%)と国を上回る率で組んであるため、地方債を大量に発行せざるを得なくなる。その結果57年度末の地方債残高は29兆8千億円に達するという。また、54~56年度の不足額を穴埋めするために結局地方債を発行するとすれば、実際には地方債残高が30兆円を大きく上回る事が確実であり、地方債の負担が重くのしかかり、地方財政の改善

にはならないものとみられる。

これは、試算において地方交付税については、対象となっている国税3税の増収と若干の税目追加でとどまり、税率32%はそのまますえおかれているところがまず問題である。

また、増税してもしなくても成長率を一定にし

ていることなど、全く精密さを欠くものと言わざるを得ない。むしろ抜本的な地方財政制度の改善をなおざりにして、増税のためのキャンペーンであり、人件費や必要経費を圧縮合理化するための口実をつくったようなものである、と言わざるを得ない。

(表14) 地方財政収支試算(53~57年度)

【ケース2】

(単位億円)

			52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52-57年度 平均伸び率
歳 出	経常部門	公債費	17,300	22,400	25,400	30,700	36,300	42,300	19.6%
		振替支出	34,500	39,200	45,500	52,700	60,100	68,500	14.7
		その他	134,700	153,700	173,000	194,600	216,900	241,900	12.4
	投資部門	計	186,500	215,300	243,900	278,000	313,300	352,700	13.6
		投資的経費	99,700	125,700	145,900	169,400	194,500	223,200	17.5
出	投資部門	その他	2,200	2,400	2,700	3,000	3,400	3,800	11.6
		計	101,900	128,100	148,600	172,400	197,900	227,000	17.4
合計			288,400	343,400	392,500	450,400	511,200	579,700	15.0
歳 入	歳 入	一般財源	165,200	190,000	203,800	247,700	297,500	357,500	16.7
		国庫支出金	75,000	88,100	100,400	114,500	129,200	145,700	14.2
		地方債	30,200	40,100	30,900	35,900	41,200	47,200	9.3
		その他	18,000	25,200	27,200	29,400	31,600	34,100	13.6
		計	288,400	343,400	362,300	427,500	499,500	584,500	15.2
要調整額(不足額)			—	—	30,200	22,900	11,700	—	—
参 考	地方債依存度		10.5%	11.7%	8.1%	8.4%	8.2%	8.1%	—
	地方債残高		174,000	204,000	225,000	247,000	271,000	298,000	—

【ケース3】

			52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	52-57年度 平均伸び率
歳 出	経常部門	公債費	17,300	22,400	25,400	30,700	36,300	42,300	19.6%
		振替支出	34,500	39,200	45,000	51,600	58,300	65,800	13.8
		その他	134,700	153,700	171,100	190,300	209,900	231,700	11.5
	投資部門	計	186,500	215,300	241,500	272,600	304,500	339,800	12.7
		投資的経費	99,700	125,700	145,900	169,400	194,500	223,200	17.5
出	投資部門	その他	2,200	2,400	2,700	3,000	3,400	3,800	11.6
		計	101,900	128,100	148,600	172,400	197,900	227,000	17.4
合計			288,400	343,400	390,100	445,000	502,400	566,800	14.5
歳 入	歳 入	一般財源	165,200	190,000	202,100	243,700	290,400	346,200	15.9
		国庫支出金	75,000	88,100	99,900	113,100	126,900	142,400	13.7
		地方債	30,200	40,100	30,900	35,900	41,200	47,200	9.3
		その他	18,000	25,200	27,000	29,100	31,200	33,500	13.2
		計	288,400	343,400	359,900	421,800	489,700	569,300	14.6
要調整額(不足額)			—	—	30,200	23,200	12,700	—	—
参 考	地方債依存度		10.5%	11.7%	8.6%	8.5%	8.4%	8.3%	—
	地方債残高		174,000	204,000	225,000	247,000	271,000	298,000	—

〔解説〕

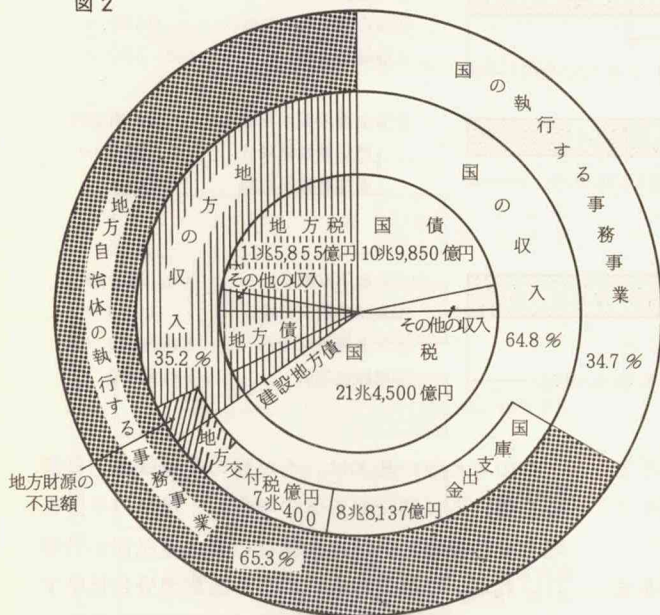
グラフでみる地方財政計画

地方財政計画が発表され、その分析と批判については、すでに自治労本部の見解をみたところで、ところが地方財政計画そのものの内容が専門的すぎて、国と地方の関係がハッキリしていないため、きわめてわかりにくくなっています。当自治研センターでまとめた解説をごらんください。

図1 国と地方の事務事業執行と負担割合



図2



(昭和53年度の国家予算・地方財政計画より)

国の一般会計予算34兆2,950億円と、地方財政計画34兆3,396億円がどう使われるか、その負担割合を歳入(収入)を中心にしてみたものです。

国民の納める税金(租税)は約33兆円です。そのうち国

税が65%、地方税が35%であり、実際に仕事をするのは国が34.7%、地方が65.3%で、収入と支出は逆転しています。地方自治体で行う仕事のうち大部分が、国からの委任事務ですから、そのために国庫支出金が国から地方へきます。また個々の自治体の財政力が不均衡ですから、その財政不足を補うために国税3税(所得税・法人税・酒税)の32%を地方交付税として国から地方へきます。

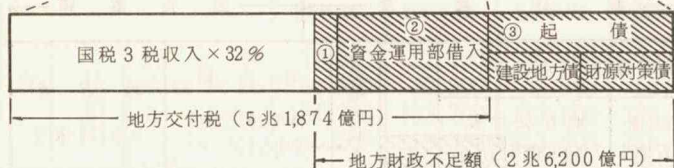
また国は国債を、地方は地方債を発行して財源不足をうめています。国債は実に11兆近くを予定し全体の収入の32%に達していることは異状なことといえます。また地方債は3兆余ですが、この他に財源不足を補う建設地方債1兆3,500億円を発行することになっていますから実際には4兆円をこえ、地方の企業会計債などを合せると6兆24億円にも達するのです。

地方財政のやりくり

〈自治体に配分された事務事業と財源〉

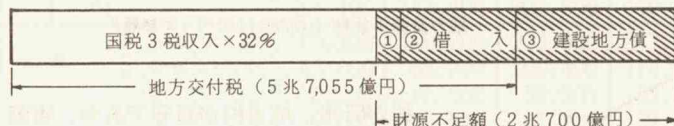
必 要 経 費 (自治体に配分された事務事業)			
一 般 財 源 (財政需要額)			特 定 財 源
特別 財政 需要 額	基 準 財 政 需 要 額		地 方 債 国 庫 支 出 金
ギャンブル 収 入	財政収入 超過財源	特別 交付税	地方交付税 〔財源不足額〕
			税 収 (地方税・譲与税) 〔基準財政収入額〕
— 保留財源 (県は20%, 市町村25%)			

〈昭和51年度〉



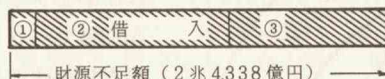
地方財政不足額	2兆6,200億円
①臨時特別交付金	559 "
②資金運用部より借入	1兆3,141 "
③起 債	1兆2,500 "
財源対策債	4,500 "
建設地方債	8,000 "

〈昭和52年度当初〉



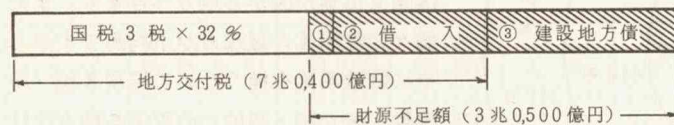
地方財政不足額	2兆700億円
①臨時特別交付金	950 "
②資金運用部より借入	9,400 "
③建設地方債	1兆350 "

〈昭和52年度1・2次補正〉



②資金運用部より借入	3,638億円
特別減税減収分	960 "
追加財政不足額	2,678 "

〈昭和53年度〉



地方財政不足額	3兆500億円
①臨時特別交付金	1,500 "
②資金運用部借入	1兆5,500 "
③建設地方債	1兆3,500 "

昭和50年以降、地方財政は大変な赤字に悩んでいます。そのためのやりくりを51年度からグラフに表わしてみました。

自治体に配分された事務事業に必要な経費をまかない調整するために地方交付税があるのですが、それが国税の収入が伸びなやんだこともあって大中に不足しました。不足した場合は交付税の率を上げることが法律的に決っているにもかかわらず、国は上げをしません。そのため上記のようなやりくりをしているのです。

この考え方の基本は、不足額の半分は地方に借金を強いる(建設地方債の増発)。残りの半分を地方交付税特別会計が大蔵省の資金運用部から借り入れる。この借り入れのうち国が半分負担をする。すなわち国は全体の不足額の1/4しか負担しないというものです。これでは地方はたまりません。いきおい日常経費を切りつめろ、ということになり、住民の福祉を守る自治体の本来の仕事がないがしろにされてしまうのです。

問題を残す公共投資

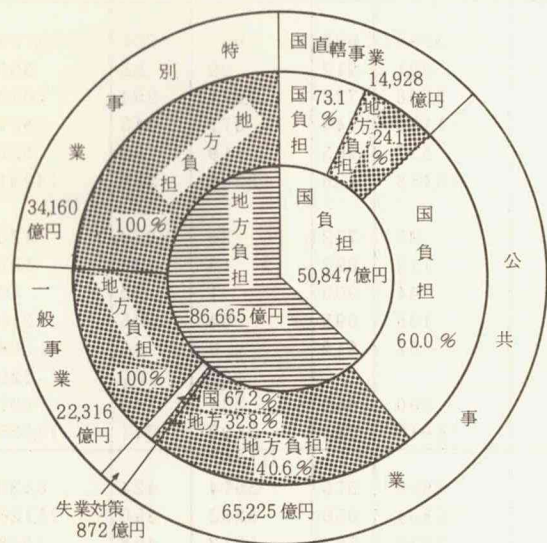
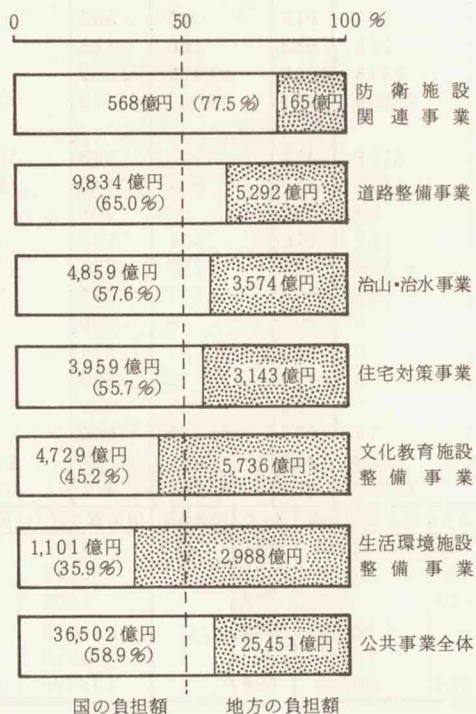


図4 昭和53年度 普通会計ベースの
投資的事業の内訳と国・地方の負担割合

公共投資関連予算

	単位億円		
	国	地方	その他
国直轄事業	10,918	3,593	416
公共事業	39,056	26,169	
失対事業	873	421	
一般事業		22,316	
特別事業		34,160	
	50,847	86,650	416
普通会計合計	137,928		
財政投融资	148,876		
投資の経費総計	286,804		

図5 公共事業費の主な事業の国と地方の負担割合



景気回復のために緊急対策として「公共投資」に重点をおいた予算である、と政府は説明していますが、さてその中味をみましょう。

国と地方を通じて行なわれる各種の公共事業の内訳は図4のとおりです。国が直接行う直轄事業、国の補助金がついて地方で行う公共事業、そして地方が単独で行う一般、特別事業などに分かれます。これら全体で13兆8千億円にものぼり、国が36.9%、地方が62.8%負担することになるのです。

そのうち公共事業の主な事業の負担割合をみたのが図5です。国のすすめる方向に添って事業をしなければ地方の負担が重くなるようにしくまれています。中心が道路建設であることは金額と負担割合からみて明らかです。ところが生活環境の整備のためにはわずかしか補助をせずにいることがよくわかります。

詳細は次頁の表に個々の事業ごとに負担割合を示してありますので、ゆっくり見て下さい。

地方財政計画にみる公共事業の国と地方との負担割合

単位億円

昭53年度地方財政計画		負 担 区 分 内 訳							
事業費名	金額	事業名(区分)	国庫負担金(a)	a/c	地方負担金(b)	b/c	事業費合計(c)		
1.直轄事業負担金	3,593	1. 特別会計							
		(1) 治水	3,293	69.2	1,066	22.4	4,759		
		(2) 治山	301	91.2	29	8.8	330		
		(3) 道路	5,208	73.6	1,871	26.4	7,079		
		(4) 港湾	1,139	74.6	371	24.3	1,527		
		(5) 空港	517	96.5	19	3.5	536		
		特別会計合計	10,458	73.5	3,356	23.6	14,231		
		2. 一般会計							
		(1) 海岸	95	77.2	28	22.8	123		
		(2) 漁港	113	89.7	13	10.3	126		
		(3) 林道・都市等	44	90.0	1	2.0	49		
		(4) 災害復旧	146	69.5	64	30.5	210		
		(5) 調整費	62	91.2	6	8.8	68		
		農業基盤整備			120	10.0	120		
		一般会計合計	460	66.0	237	34.0	697		
直轄事業計画計上計	10,918	73.1	3,593	24.1	14,928				
2.公共事業費 (1)普通建設事業費	65,225	1. 一般公共事業			(11,366)				
	61,953	(1) 治山・治水	4,859	57.6	3,574	42.4	8,433		
		(2) 道路整備	9,834	65.0	5,292	35.0	15,126		
		(3) 漁港・港湾・空港	2,336	59.2	1,612	40.8	3,948		
		(4) 住宅対策	3,959	55.7	3,143	44.3	7,102		
		(5) 生活環境施設整備	1,101	35.9	1,968	64.1	3,069		
		(6) 農業基盤整備	4,913	62.2	2,988	37.8	7,901		
		(7) 造林・林道等	922	58.5	653	41.5	1,575		
		(8) 調整費	72	61.5	45	38.5	117		
		(9) 災害関連	265	58.2	190	41.8	455		
		10 後進地域等への国のかさ上げ	1,375	100.0	△1,375	△100.0	-		
		小計	29,639	62.1	18,089	37.9	47,728		
		2. その他公共事業							
		(1) 文教施設	4,729	45.2	5,736	54.8	10,465		
		(2) 厚生労働施設	1,022	55.5	821	44.5	1,843		
		(3) 小笠原諸島振興	25	53.2	22	46.8	47		
		(4) 卸売市場施設	162	27.6	426	72.4	588		
		(5) 防衛施設関連	568	77.5	165	22.5	733		
		(6) 警察施設	245	50.8	237	49.2	482		
		(7) 山村開発総合特別	8	50.0	8	50.0	16		
		(8) 過疎集落整備	7	38.9	11	61.1	18		
	(9) 防災集団移転	8	72.7	3	27.3	11			
	10 離島振興	5	50.0	5	50.0	10			
	11 新産都市等への国のかさ上げ	74	100.0	△ 74	100.0	-			
	小計	6,863	48.2	7,362	51.8	14,225			
	普通建設事業計	36,502	58.9	25,451	41.1	61,953			
事業費名	金額	事業名(区分)	国庫負担金(a)	a/c	地方負担金(b)	b/c	団体負担	事業費合計(c)	構成比
総括 直轄事業 公共事業 失対事業 一般事業 長期事業 総計			10,918	73.1	3,593	24.1	416 (0.3)	14,928	10.8
			39,056	60.0	26,169	40.0		65,225	47.3
			873	67.2	427	32.8		1,300	0.9
					22,316	100.0		22,316	16.2
					34,160	100.0		34,160	29.8
			50,847	36.9	86,665	62.8		137,928	100.0

今月の統計から

- 卸売物価指数 105.6 (50年 = 100)
 <基準月1月> △ 0.1 (前月 同 比)
 △ 1.5 (同年 同 期 比)
- 消費者物価指数 119.6 (50年 = 100)
 <基準月1月> 0.4 (前月 同 比)
 4.3 (同年 同 期 比)
- 労働力人口 <基準月12月>
 就業者総数 5,314 万人
 雇 用 者 3,826 万人
 完全失業者 111 万人
- 賃 金 <基準月12月> (含年末一時金)
 全 産 業 512.3 千円 (定期 168.9 千円)
 給与
 製 造 工 業 449.8 千円 (" 157.3 千円)
 卸 小 売 業 461.0 千円
 実質賃金指数 241.2 (50年 = 100)
- 国際収支 <基準月12月>
 総合収支 (IMF ベース) 18 億 6,200 万ドル
 外貨準備高 228 億 4,800 万ドル
 輸出総額 85 億 6,700 万ドル
 輸入総額 63 億 9,400 万ドル

編集後記

昭和53年度政府予算が衆議院を無修正で通過した。景気浮揚を大義名分とした大型の公共投資を盛りこみ、在来の需要拡大政策を踏襲した手法で、はたして景気回復、雇用拡大は望めるのか。きわめて疑問を感じる。

2月10日の衆院予算委員会で当自治研センター代表理事の新田俊三東洋大教授が公述人として意見をのべた。論旨は本誌1月号で特集したが、「道路を中心とした在来型の公共投資ではなく、産業構造を根本的にかえる社会資本充実=住宅・都市環境の社会開発型に重点をおくべきである」という。

公共投資の中味をどうするか、この論争は公共投資の7割を自治体が背負っているところから、自治体政策の確立がのぞまれる。本年度の地方財政計画にみられる政府の意図をみぬき、自治体での闘いが開始されることを期待したい(上林)

国際婦人デーを迎えて、このセンターの会員に女性が少ないのが、何とも淋しい限りです。今、行なっている地財研究会をも含めて、理論的基礎の上に立った運動展開が大切なのに、どうも食わず嫌いの所があるよう……私も頑張らなくちゃ!
 (桜井)

1978年3月25日発行

自治研かながわ月報 第10号

発行所 神奈川県地方自治研究センター
 発行人 広田武治 編集人 上林得郎 定価 1部 200円
 〒 231 横浜市中区住吉町2-26 洋服会館 3F ☎ 045(662)0743~4
 振替口座 労働金庫本店 1365-001882 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

自治研かながわ月報第九号一九七八年(昭和五三年)三月二十五日発行(毎月二十五日発行)定価一部二〇〇円
発行所/神奈川県地方自治研究センター 横浜市中央区住吉町二ノ二六洋服会館三階 ☎〇四五(六六二)〇七四三ノ四

発行人/広田武治 編集人/上林得郎
印刷所/有限会社 横浜プリント

自治研センター会員募集中

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申し込みください。
3. 申込書がないときは自治労県本部 ☎045(681)7821,または自治研センター事務局 ☎045(662)0743へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ 定価300円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。